

## 府中市環境美化推進委員会規則

平成16年3月31日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市まちの環境美化条例(平成15年12月府中市条例第26号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、府中市環境美化推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、市長に報告する。

- (1) 市が行う環境美化に係る施策に関すること。
- (2) 条例第8条に規定する推進地区の指定に関すること。
- (3) 条例第9条に規定する禁煙路線の指定、変更又は解除に関すること。
- (4) 条例第12条に規定する顕彰の推薦に関すること。
- (5) 条例第14条に規定する罰則の適用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織するものとする。

- (1) 公募による市民 3人以内
- (2) 自治会の代表者 2人以内
- (3) 事業者の代表者 2人以内
- (4) 商店会の代表者 2人以内
- (5) 自主活動団体の代表者 3人以内

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。